

事前配慮チェックシート（該当事業用のものをご利用ください）

- 1) 物品の販売業を営むための店舗
- 2) 病院
- 3) 工場又は作業場
- 4) 駐車場又は自動車ターミナル
- 5) 倉庫
- 6) 資材置場
- 7) 給油取扱所
- 8) ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの
- 9) パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの
- 10) 飲食店又は喫茶店
- 11) 牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 物販)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
				施工段階	伐採は行なわない。	
					保存する必要がある樹木や植物等はない。	
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	計画地は工業地域・商業地域・近隣商業地域である。	
					バリアフリーの計画がされている。	
					空調・冷凍機室外機は防音対策が施されている屋上に設置する。	
					騒音発生施設の配置について配慮がされている。	
					公共下水道処理区域である。	
					民家に対して遮音効果を期待できる建物等の配置である。	
	203	工事中の資材等の適正な管理		施工段階	すぐに使用しない工事関係資材は場内で保管しない。	
					資材は資材置き場を設置し、適正に管理する。	
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後に行なわない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置計画はない。						
早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。						
205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため{沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他()}を設置する。		
				敷地規模に応じた沈砂池を設置する。		
				濁水の発生を抑える工法を採用する。		
				燃料等油類の流出事故防止に留意する。		
				緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策) 工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)(汚濁水対策も実施) 集塵機を設置する(局所的作業の場合) 敷地周囲に仮囲いを設置する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。 工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。 工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。 工事車両の運行時間、台数は適正である。 アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	213	商業施設周辺の音環境への配慮 規制基準(環境基準)の遵守		供用段階	拡声器を住宅地域に向けた計画はない。 敷地境界での騒音値が環境基準以下となる計画である。	
	216	公害発生施設および処理施設等の適正な維持管理 規制基準(環境基準)の遵守		供用段階	(飲食店が設置される場合は、)大津市排水設備技術基準に基づくグリーストラップを設置する 公害発生施設の適正な維持管理をするため、水質・騒音などの測定を定期的を実施する。	
	222	公害発生状況の把握		供用段階	公害発生源となる施設(騒音発生施設・排水処理施設など)について管理責任者を選任する。 騒音発生施設・排水処理施設の定期的維持管理体制を整える。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		供用段階	出入り口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置する 駐車場出入り口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入り口付近に安全ミラーを設置する。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	229	光害対策		供用段階	<p>広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。</p> <p>点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。</p> <p>隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみを照射する構造である。</p> <p>広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものである。</p> <p>(屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。</p> <p>ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない)</p> <p>内照式看板の設置はしない。</p> <p>必要最低限の照明に抑える。</p> <p>光害の源となるものは設置しない。</p>	
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	<p>屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。</p> <p>建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。</p> <p>敷地境界からできるだけ建物を後退させる</p> <p>屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。</p> <p>冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用しない。</p>	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	<p>建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。</p> <p>植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。</p> <p>敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。</p> <p>敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。</p>	
	305	生態系に配慮した緑化		計画段階	<p>京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。</p>	
	307	荷役場所等の確保		施工段階 供用段階	<p>工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。</p> <p>敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。</p>	
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	<p>建築用型枠材は他工事のものを転用する。</p> <p>建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。</p>	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	<p>施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。</p> <p>梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。</p> <p>包装を必要としないような商品等の購入に努める。</p> <p>包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。</p>	
	404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	<p>駐車場などの舗装を透水性舗装とする。</p> <p>駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)</p>	
	405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	<p>雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。</p>	

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 病院)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
施工段階	伐採は行なわない。					
	保存する必要がある樹木や植物等はない。					
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	計画地は住居地域である。	
					バリアフリーの計画がされている。	
					空調・冷凍機室外機は防音対策が施されている屋上に設置する。	
					騒音発生施設の配置について配慮がされている。	
					公共下水道処理区域である。	
	民家に対して遮音効果を期待できる建物等の配置になっている。					
	202	沿道等建築物用途への配慮		計画段階	(計画地周辺に騒音を発生する施設(鉄道・自動車専用道路など)がある場合は)外部騒音に対する対策が施されている。	
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行なわない。	
地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。						
民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。						
早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。						
低騒音・低振動工法を採用する。						
205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。		
				敷地規模に応じた沈砂池を設置する。		
				濁水の発生を抑える工法を採用する。		
				燃料等油類の流出事故防止に留意する。		
緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。						

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策) 工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置) 集塵機を設置する(局所的作業の場合) 敷地周囲に仮囲いを設置する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。 工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。 工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。 工事車両の運行時間、台数は適正である。 アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	216	公害発生施設および処理施設等の適正な維持管理 規制基準(環境基準)の遵守		供用段階	(厨房施設が設置される場合は、)大津市排水設備技術基準に基づくグリーストラップを設置する。 公害発生施設の適正な維持管理をするため、水質・騒音などの測定を定期的実施する。	
	222	公害発生状況の把握		供用段階	公害発生源となる施設(騒音発生施設・排水処理施設など)について管理責任者を選任する。 騒音発生施設・排水処理施設の定期的維持管理体制を整える。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	229	光害対策		供用段階	隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみを照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものである。 (屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板は設置しない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。	
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。 建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。 敷地境界からできるだけ建物を後退させる 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用しない。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。 敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。	
	305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。	
	307	荷役場所等の確保		施工段階 供用段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。 敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。	
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。 建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。 梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。 包装を必要としないような商品等の購入に努める。 包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。	
	404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	駐車場などの舗装を透水性舗装とする。 駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)	
	405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。	

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 工場・作業場)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
				貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。		
施工段階	伐採は行なわない。					
保存する必要がある樹木や植物等はない。						
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	計画地は工業専用地域・工業地域・商業地域・近隣商業地域である。	
					空調・冷凍機室外機は防音対策が施されている屋上に設置する。	
					騒音発生施設の配置について配慮がされている。	
					公共下水道処理区域である。	
					民家に対して遮音効果を期待できる建物等の配置になっている。	
	203	工事中の資材等の適正な管理		施工段階	すぐに使用しない工事関係資材は場内で保管しない。	
	資材は資材置き場を設置し、適正に管理する。					
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行なわない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
低騒音・低振動工法を採用する。						
205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。		
				敷地規模に応じた沈砂池を設置する。		
				濁水の発生を抑える工法を採用する。		
				燃料等油類の流出事故防止に留意する。		
				緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)	
					工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)	
					集塵機を設置する(局所的作業の場合)	
					敷地周囲に仮囲いを設ける。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。	
					工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。	
					工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。	
					工事車両の運行時間、台数は適正である。 アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。	
					資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。	
					現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。	
					喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。	
					工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	214	水質汚濁の防止		供用段階	生活系排水・工程排水は公共下水道へ接続する。	
					汚水・雨水は分離して排除する。	
					有害物質を含む排水は地下埋設管を用いて排除しない。	
	216	処理施設等の適正な維持管理		施工段階	濁水処理施設から排出される排出水の水質は条例に規定する事業場に準じて排出する。	
				供用段階	施設管理者を選任し、事業場に適用される排水基準を遵守する。	
					定期的な点検計画を作成する。 緊急時の対応策が検討されている。	
	220	大気汚染の防止		施工段階	工事現場での焼却は行わない。	
大気汚染防止法等で定められている有害物質などの使用はしない。						
供用段階				ばい煙発生施設の燃料は電気・都市ガス・天然ガスを使用する。		
				ばい煙発生施設の燃料に重油を用いるときはA重油を使用する。 粉じん発生施設を設置する場合は防じん対策を行う。 有害物質の使用削減に努める。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	221	悪臭の防止		施工段階	悪臭を発生する作業を行う場合は、周辺住民に周知する。	
				供用段階	悪臭を発生する事業にあつては、脱臭装置などを設置する。 悪臭を発生する作業を行う場合は、周辺に影響を及ぼさない方法を用いる。	
	222	公害発生状況の把握		施工段階	周辺の生活環境に影響を与える作業を行う場合は、周辺住民に周知する。	
				供用段階	公害発生源となる施設(騒音発生施設・排水処理施設など)について管理責任者を選任する。 騒音発生施設・排水処理施設の定期的維持管理体制が整っている。	
	223	生産工程・原材料等の見直し・改善		供用段階	悪臭を発生する事業(塗装・印刷)にあつては原材料の変更を検討する。	
					有害物質を使用する作業を行う事業にあつては有害物質を使用しない工程への変更を検討する。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする	
					フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。	
					早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。	
					住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている	
					駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別)	
				供用段階	駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。	
					公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。		
				不必要な屋外照明は消灯する。		
			供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。		
				点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。		
				隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみを照射する構造である。		
				広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。		
				(屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。		
				ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない)		
内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。						

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。	
					植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
					敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。	
304	緩衝緑地帯等の設置		計画段階	騒音発生施設等を設置する事業場は敷地周辺に緩衝緑地を設ける。		
				建築物が周辺に威圧感を与えない様に緩衝緑地を設ける。		
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。		
307	荷役場所等の確保		施工段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。		
			供用段階	敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。		
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
					建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
					包装を必要としないような商品等の購入に努める。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	駐車場などの舗装を透水性舗装とする。		
				駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。		

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 駐車場)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
				貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。		
施工段階	伐採は行なわない。					
保存する必要がある樹木や植物等はない。						
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	(機械式立体駐車場の場合は、)機械騒音対策がされている。	
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行なわない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
	早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行なわない。					
	低騒音・低振動工法を採用する。					
	205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
					敷地規模に応じた沈砂池を設置する。	
濁水の発生を抑える工法を採用する。						
燃料等油類の流出事故防止に留意する。						
緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。						
206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)		
				工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)		
				集塵機を設置する(局所的作業の場合)		
				敷地周囲に仮囲いを設ける。		
207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。		
				工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。		
				工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。		
				工事車両の運行時間、台数は適正である。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
					アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	217	洗車施設対策		供用段階	五槽式油水分離槽を設置する。 洗車排水は公共下水道へ排除する。 洗車施設の設置スペースは、他のエリアの雨水が入らない構造である。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階・供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。	
				供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。 点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。 隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみ照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。 (屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。	
					植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。						
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。		
				施工段階	施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。	
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。	
				施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
					施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	包装を必要としないような商品等の購入に努める。		
				包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	駐車場などの舗装を透水性舗装とする。		
				施工段階・供用段階	駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)	
				施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。	

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 倉庫)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
				貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。		
施工段階	伐採は行なわない。					
	保存する必要がある樹木や植物等はない。					
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	敷地境界付近での施設の設置は行わない。	
					空調・冷凍機室外機は防音対策が施されている屋上に設置する。	
					騒音発生施設の配置について配慮がされている。	
					民家に対して遮音効果を期待できる建物等の配置になっている。	
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行なわない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行なわない。	
	低騒音・低振動工法を採用する。					
	205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
					敷地規模に応じた沈砂池を設置する。	
					濁水の発生を抑える工法を採用する。	
					燃料等油類の流出事故防止に留意する。	
緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。						
206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)		
				工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)		
				集塵機を設置する(局所的作業の場合)		
				敷地周囲に仮囲いを設ける。		
207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。		
				工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。		
				工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。		
				工事車両の運行時間、台数は適正である。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
					アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	209	建築物の構造・防音対策等		施工段階	空調室外機は、屋上設置とする。 冷凍機のための圧縮機などについては、機械室に入れ防音対策を行う。	
	211	夜間の騒音等の対策		供用段階	住宅地内にあつては夜間のトラック等の出入りを行わない 屋内の作業音が屋外に漏れないようにする 敷地内での待機車輛については、エンジンを停止させる。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。	
				供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。 点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。 隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみ照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。 屋内からの漏れ光がないよう窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
					光害の源となるものは設置しない。	
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
					建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	304	緩衝緑地帯等の設置		計画段階	冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用しない。	
					倉庫壁面はできるかぎりグレー系の色を採用する。	
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。		
				植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。		
307	荷役場所等の確保		施工段階	敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。		
				敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。		
				施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。		
				事業場敷地境界に緑地帯を設定し、樹木を配置する。		
				建築物が周辺に威圧感を与えない様に緩衝緑地を設ける。		
				京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。		
				工事にともなう荷役は敷地内で行う。		
				荷役は倉庫内で行う。		
				敷地内外で荷役のための待機する車輛がないようにする。		
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
					建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	包装を必要としないような商品等の購入に努める。		
				包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	駐車場などの舗装を透水性舗装とする。		
				駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)		
				雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。		

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 資材置場)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄				
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。					
					計画地内に自然構造の水路はない。					
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。					
					既存の植生・地形を改変する計画でない。					
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。					
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	敷地周囲にはフェンス・コンクリート壁を設置する。					
					(隣接して住居がある場合は)住居に近接しての作業がない施設配置である。					
					短期間(概ね6か月程度)使用以外の資材置き場にあってはくみ取り便所を使用しない。					
					203	工事中の資材等の適正な管理		施工段階	工事関係資材はすぐ使用するもののみを場内で保管する。	
								資材は資材置き場を設置し、適正に管理する。		
生活環境	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。					
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。					
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行わない。					
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。					
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。					
生活環境	205	工事現場の排水対策		施工段階	早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。					
					低騒音・低振動工法を採用する。					
					206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)	
								工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)		
								集塵機を設置する(局所的作業の場合)		
生活環境	207	工事車両による公害対策()		施工段階	敷地周囲に仮囲いを設ける。					
					作業用通路は民家から離れている。					
					工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。					
					工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。					

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
					工事車両の運行時間、台数は適正である。	
					アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。	
					資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。	
					現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。	
					喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。	
					工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	209	建築物の構造・防音対策等		施工段階	空調室外機は、屋上設置とする。	
					冷凍機のための圧縮機などについては、機械室に入れ防音対策を行う。	
	210	作業中の騒音・粉じん等対策		供用段階	場内での作業は低騒音型機器を使用する。	
					定期的に散水を行い、粉じんの飛散防止をする。	
	215	排水処理対策 (公共水域の保全対策)		供用段階	場内に雨水等により流出したり、溶出するような資材を置かない。	
	219	油類等の流出防止		施工段階	油類等を保管する場所には周囲に防油堤を設置するか、または周囲に排水溝を設置し油水分離槽を設置する。	
				供用段階	油類等の取扱いは慎重に行なうとともに、油水分離槽の清掃を定期的に行なう。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする	
					フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。	
					早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。	
					住宅地に近接して駐車場を設置しない。	
					アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階・供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている	
					駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別)	
					駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。	
					公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。	
					出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。	
					不必要な屋外照明は消灯する。	
					広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。	
					点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。	
					隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみ照射する構造である。	
					広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄		
				供用段階	(屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。			
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。			
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。			
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる			
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用しない。			
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。 敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。			
				施工段階	施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。			
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。				
307	荷役場所等の確保		施工段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。				
			供用段階	敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。				
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。 建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。			
					402	廃棄物の減量・リサイクル	施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。 梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。 包装を必要としないような商品等の購入に努める。 包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。
	404	雨水浸透への配慮	施工段階・供用段階	駐車場などの舗装を透水性舗装とする。 駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)				
				405				雨水等の貯留・活用

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 給油取扱所)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	住宅地に近接して給油取扱所を設置する場合は宣伝用の拡声器の設置を行わない。	
					公共下水道処理区域内の給油取扱所に自動車輻洗浄施設を設置する場合は、同施設からの排水を公共下水道に排出する。	
					防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行わない。	
生活環境	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
					低騒音・低振動工法を採用する。	
					濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
生活環境	205	工事現場の排水対策		施工段階	敷地規模に応じた沈砂池を設置する。	
					濁水の発生を抑える工法を採用する。	
					燃料等油類の流出事故防止に留意する。	
					緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。	
					散水を実施する。(土埃対策)	
生活環境	206	工事中の粉じん対策		施工段階	工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)	
					集塵機を設置する(局所的作業の場合)	
					敷地周囲に仮囲いを設ける。	
					作業用通路は民家から離れている。	
					工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。	
生活環境	207	工事車両による公害対策()		施工段階	工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。	
					工事車両の運行時間、台数は適正である。	
					アイドリングストップを実施する。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	217	洗車施設対策		供用段階	五槽式油水分離槽を設置する。 洗車排水は公共下水道へ排除する。 洗車施設の設置スペースには、他のエリアの雨水が入らない構造とする。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階・供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。	
				供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。 点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。 隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみ照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。 (屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。	
					植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
					敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。	
施工段階				敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。		
				施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。		
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。		
307	荷役場所等の確保		施工段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。		
			供用段階	敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。		
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
					建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
					包装を必要としないような商品等の購入に努める。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。		
				駐車場などの舗装を透水性舗装とする。		
				駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。		

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - ボーリング場他)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	音漏れ防止のため、扉は二重扉とする。	
生活環境	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行わない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
生活環境	205	工事現場の排水対策		施工段階	早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
					低騒音・低振動工法を採用する。	
					濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
					敷地規模に応じた沈砂池を設置する。	
					濁水の発生を抑える工法を採用する。	
生活環境	206	工事中の粉じん対策		施工段階	燃料等油類の流出事故防止に留意する。	
					緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。	
					散水を実施する。(土埃対策)	
					工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)	
					集塵機を設置する(局所的作業の場合)	
生活環境	207	工事車両による公害対策()		施工段階	敷地周囲に仮囲いを設ける。	
					作業用通路は民家から離れている。	
					工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。	
					工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。	
					工事車両の運行時間、台数は適正である。	
					アイドリングストップを実施する。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	216	処理施設等の適正な維持管理		施工段階	濁水処理施設から排出される排出水の水質は条例に規定する事業場に準じて排出する。	
				供用段階	施設管理者を選任し、事業場に適用される排水基準を遵守する。 定期的な点検計画を作成する。 緊急時の対応策が検討されている。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階・供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。	
				供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。 点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。 隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみ照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。 (屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。	
					植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
					敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。	
施工段階				敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。		
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。		
				京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。		
307	荷役場所等の確保		施工段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。		
				供用段階	敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。	
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
					建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
					包装を必要としないような商品等の購入に努める。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。		
				駐車場などの舗装を透水性舗装とする。		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)		
				雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。		

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - パチンコ店他)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	音漏れ防止のため、扉は二重扉とする。	
					防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行わない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
生活環境	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
					低騒音・低振動工法を採用する。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
					低騒音・低振動工法を採用する。	
生活環境	205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
					敷地規模に応じた沈砂池を設置する。	
					濁水の発生を抑える工法を採用する。	
					燃料等油類の流出事故防止に留意する。	
					緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。	
生活環境	206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)	
					工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)	
					集塵機を設置する(局所的作業の場合)	
					敷地周囲に仮囲いを設ける。	
生活環境	207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。	
					工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。	
					工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。	
					工事車両の運行時間、台数は適正である。	
					アイドリングストップを実施する。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	216	処理施設等の適正な維持管理		施工段階	濁水処理施設から排出される排水の水質は条例に規定する事業場に準じて排出する。	
				供用段階	施設管理者を選任し、事業場に適用される排水基準を遵守する。 定期的な点検計画を作成する。 緊急時の対応策が検討されている。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階・供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。	
				供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。 点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。 隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみ照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。 (屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。	
					植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
					敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。	
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。		
307	荷役場所等の確保			施工段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。	
				施工段階	敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。	
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
					建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
					包装を必要としないような商品等の購入に努める。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。		
				駐車場などの舗装を透水性舗装とする。		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)		
			施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。		

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 飲食・喫茶)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
					貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
				施工段階	伐採は行なわない。	
		保存する必要がある樹木や植物等はない。				
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	騒音発生施設(空調室外機等)の設置について配慮されている。	
					悪臭排出施設(換気ファン・換気ダクト等)の設置について配慮されている。	
					公共下水道処理区域である。	
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行なわない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
			低騒音・低振動工法を採用する。			
	205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
					敷地規模に応じた沈砂池を設置する。	
					濁水の発生を抑える工法を採用する。	
					燃料等油類の流出事故防止に留意する。	
			緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。			
206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)		
				工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)		
				集塵機を設置する(局所的作業の場合)		
				敷地周囲に仮囲いを設ける。		
207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。		
				工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。		
				工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。		
				工事車両の運行時間、台数は適正である。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
					アイドリングストップを実施する。	
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。	
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。	
	216	処理施設等の適正な維持管理		施工段階	濁水処理施設から排出される排出水の水質は条例に規定する事業場に準じて排出する。	
				供用段階	施設管理者を選任し、事業場に適用される排水基準を遵守する。 定期的な点検計画を作成する。 緊急時の対応策が検討されている。	
	226	駐車場周辺への配慮		供用段階	宅地に接して駐車場を設置する場合は、コンクリート塀などを設置し、直接排気ガスやヘッドライトの光が隣地に影響を与えないようにする フェンス設置の場合は、車高程度の植樹を行う。 早朝・深夜に営業を行う場合には、宅地に接する駐車場の利用を控える。 住宅地に近接して駐車場を設置しない。 アイドリングや無駄な空ぶかしをやめるよう啓発する看板を設置する	
	227	駐車場付近での安全対策		施工段階・供用段階	出入口は駐車場及び進入する道路などから見通しのよい位置に設置されている 駐車場出入口は分離されている(入り口と出口が別) 駐車場内には歩行者用の専用通路が確保されている。 公道などからの車両の入退場が円滑にできる構造である。 出入口付近に安全ミラーを設置する。	
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。	
				供用段階	広告宣伝としてのサーチライトは設置しない。 点滅発光(動光を含む)する広告看板の類は設置しない。 隣地境界に設置する駐車場用外灯については駐車場のみを照射する構造である。 広告看板の照明は周囲の明るさにより照度を調整できる機能を有するものとする。 (屋内からの漏れ光がないよう)窓ガラスなどには着色ガラスを用いる。 ネオンランプはできる限り使用しない。(ネオン管の露出や赤色ネオンの使用はしない) 内照式看板の設置はしない。 必要最低限の照明に抑える。 光害の源となるものは設置しない。	

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。	
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。	
					敷地境界からできるだけ建物を後退させる	
					屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。	
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。	
					植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
					敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。	
敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。						
施工段階	施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。					
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。		
307	荷役場所等の確保		施工段階	工事中の資材などの積み降ろしは敷地内で行う。		
			供用段階	敷地内に事業活動に見合う荷役専用スペースを確保する。		
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。	
					建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。	
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。	
					梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。	
					包装を必要としないような商品等の購入に努める。	
404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。		
				駐車場などの舗装を透水性舗装とする。 駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)		
405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。		

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業 - 畜産)

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
自然環境	101	自然環境資源の保全と活用		計画段階	計画地内に緑地・古木・大木がない。	
					計画地内に自然構造の水路はない。	
					計画地内にランドマークとなる大木など、地域の環境を代表するものがない。	
					既存の植生・地形を改変する計画でない。	
				施工段階	貴重な植物群落、野生生物の生息地、湧水池での造成ではない。	
					伐採は行わない。	
				保存する必要がある樹木や植物等はない。		
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策		計画段階	施設設置場所は市街化区域外である。	
					畜舎から発生する臭気が住居地などに影響を与えない立地とする。	
	204	工事による騒音・振動対策 規制基準の遵守(特定建設作業)		施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	
					国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行わない。	
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	
					低騒音・低振動工法を採用する。	
	205	工事現場の排水対策		施工段階	濁水防止のため(沈砂池・凝集沈澱処理施設・中和処理施設・その他())を設置する。	
敷地規模に応じた沈砂池を設置する。						
濁水の発生を抑える工法を採用する。						
燃料等油類の流出事故防止に留意する。						
				緊急時対策として、土のう、油吸着綿を常備する。		
206	工事中の粉じん対策		施工段階	散水を実施する。(土埃対策)		
				工事車両によるほこり持ち出しを防ぐため洗車施設を設置する。(シャワー装置)		
				集塵機を設置する(局所的作業の場合)		
				敷地周囲に仮囲いを設ける。		
207	工事車両による公害対策()		施工段階	作業用通路は民家から離れている。		
				工事車両の出入口の設置位置は、他の車両、歩行者通行等に支障のない位置である。		
				工事車両の出入口の構造は他の車両、歩行者通行等に支障のない構造である。		
				工事車両の運行時間、台数は適正である。		
				アイドリングストップを実施する。		

区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄				
	207	工事車両による公害対策()		施工段階	ガードマン等による車輛の適正な誘導を行なう。 資材などの搬入車両を現場周辺道路に長時間待機させない。					
	208	工事現場周辺の美化		施工段階	場内の整理整頓を行い、不要なものは速やかに処分する。 現場作業員に対し、ポイ捨てなどを行わないよう指導する。 喫煙・休憩については作業場内の定められた場所で行う。 工事区域を仮囲いにより囲い、周辺の景観に配慮する。					
	214	水質汚濁の防止		供用段階	場内から発生する汚水を処理するため排水処理施設を設置し適正に処理した後、公共用水域へ排除する。 排水水については、水質管理目標値を法令に準じた値を設定するとともに、排水水の水質検査を定期的に行い、管理目標値を下回るよう排水処理施設の維持管理を徹底する。					
	221	悪臭の防止		供用段階	糞尿などの溜置きはしない。 糞尿などの乾燥施設を設置し、乾燥の促進を図る。					
	229	光害対策		施工段階	夜間作業などを行う場合は、必要最小限度の照明とする。 不必要な屋外照明は消灯する。					
快適環境	301	景観形成への配慮		計画段階	屋上に設ける設備は目立たない位置に設ける。					
				施工段階	建物等の外壁は落ち着いた色彩を基調としている。 敷地境界からできるだけ建物を後退させる 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れている。 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用しない。					
	302	敷地内の緑化等		計画段階	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観が図られる樹種の構成及び樹木の配置である。 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 敷地内の空地は、多くの緑量を有する緑化措置を講じる。 敷地境界から後退してできる空地は、中高木や生け垣けによる緑化がされている。					
				施工段階	施工時の空きスペースにプランタ等を配置する。					
305	生態系に配慮した緑化		計画段階	京滋バイパスや国道1号線より山手に建築される施設については野鳥や小動物が呼び寄せやすい花や実のなる花木を検討する。						
地球環境	401	工事における建設資材の再利用等		施工段階	建築用型枠材は他工事のものを転用する。 建築に伴い発生する廃棄物が再資源として活用できる建築資材などを用いる。					
	402	廃棄物の減量・リサイクル		施工段階・供用段階	施工時・供用後の廃棄物については分別を徹底し、減量化を図る。 梱包材料については、できる限り持ち帰りを原則とする。 包装を必要としないような商品等の購入に努める。 包装容器などが再資源化可能な商品等の購入に努める。					
					404	雨水浸透への配慮		施工段階・供用段階	駐車場などの舗装を透水性舗装とする。 駐車場の駐車スペースはブロックなどを敷き、雨水浸透させる。(車路のみ舗装する)	
					405	雨水等の貯留・活用		施工段階・供用段階	雨水等を貯留し、植え込みへの散水等に有効利用する。	